**介護給付費算定の届出等に係る留意事項について**

**（令和６年４月・地域密着型サービス・筑紫野市の取扱い）**

**１．報酬改定による変更点と届出の要否について**

**令和6年4月分の体制届の提出がない事業所については、以下の２．項目ごとの取扱いのとおり処理を行います。必ずご確認ください。**

○「新たに加算を算定する場合」、「加算の区分を変更する場合」は届出を行ってください。

○加算の算定要件を満たさなくなった等で「加算を取り下げる場合」についても届出が必要です。

○既存の加算を届出ている場合で、改定に伴い、届出を行わなくても新規の加算区分に変更される（みなされる）ものがあります。以下に記載する**２．項目ごとの取扱い**をご参照ください。「みなされる区分とは異なる区分の加算を算定する場合」には、「新たに加算を算定する場合」と同様に届出が必要です。

○今回の改正で全サービスにおいて新設された「高齢者虐待防止措置の実施の有無」や入所系通所系サービスにおいて新設された「業務継続計画策定の有無」は、届出を提出しない場合、自動的に「1:減算型」ではなく**「２：基準型」**とみなしますのでご注意ください。「1:減算型」で算定する場合は必ず届出をしてください。

届出を提出せず「2:基準型」で算定する場合、もしこれらその措置や計画の策定をしていないことが後日発覚した場合、令和6年4月まで遡って返還を求める可能性がありますので、ご承知おきください。

詳しくは、厚生労働省より各種文書が発出されておりますので、下記のURLよりご確認ください。

厚生労働省ホームページ　令和6年度報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_38790.html

**２．項目ごとの取扱い**

**①「高齢者虐待防止措置実施の有無」「１：減算型」「２：基準型」を新設**

新たな届出がない場合は**「２：基準型」**とみなす。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**②「口腔連携強化加算」「１：なし」「２：あり」を新設**

新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**③「業務継続計画策定の有無」「１：減算型」「２：基準型」を新設**

新たな届出がない場合は**「２：基準型」**とみなす。

　※地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、

生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**④「生産性向上推進体制加算」「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」を新設**

新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**⑤「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「１：なし」「２：あり」を新設**

新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**⑦「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」「１：なし」「２：あり」を新設**

新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**⑧「個別機能訓練加算」「１：なし」「２：あり」を「１：なし」「３：加算Ⅰ」「４：加算Ⅱ」「５：加算Ⅲ」に変更**

※「３：加算Ⅰ」「４：加算Ⅱ」「５：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**⑨「認知症チームケア推進加算」「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」を新設**

※新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**⑩「緊急時訪問看護加算」「１：なし」「２：あり」を「１：なし」「３：加算Ⅰ」「２：加算Ⅱ」に変更**

※「３：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

※既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**⑪「総合マネジメント体制強化加算」「１：なし」「２：あり」を「１：なし」「３：加算Ⅰ」「２：加算Ⅱ」に変更**

※「３：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

※既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護

**⑫「重度者ケア体制加算」「１：なし」「２：あり」を新設**

**※**新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※地域密着型通所介護

**⑬「サービス提供体制強化加算」「９：加算Ⅲイ（ハの場合）」「Ａ：加算Ⅲロ（ハの場合）」を追加**

※「９：加算Ⅲイ（ハの場合）」「Ａ：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

※地域密着型通所介護

**⑭「認知症加算」「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」を新設**

※新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※小規模多機能型居宅介護

**⑮「医療連携体制加算」を「医療連携体制加算Ⅰ」に名称変更し**

**「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」「４：加算Ⅲ」を**

**「１：なし」「~~２~~４：加算Ⅰイ」「３：加算Ⅰロ」「~~４~~２：加算Ⅰハ」に変更**

※既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰ~~イ~~ハ」とみなし、既存届出内容が「３：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「３：加算Ⅰロ」とみなし、「４：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「４：加算Ⅰ~~ハ~~イ」とみなす。

※認知症対応型共同生活介護

**⑯「医療連携体制加算Ⅱ」「１：なし」「２：あり」を新設**

※新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。

※認知症対応型共同生活介護